平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

県立野球場条例施行規則の一部を改正する規則

県立野球場条例施行規則(昭和45年岩手県規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
表(第6条関係)				別表(第6条関係)					
1 照明設備の利用料金の上限額				1	1 照明設備の利用料金の上限額				
区分		入場料等を徴収しない						入場料等を徴収しない	
		場合及び入場料等を徴					場合及び入場料等を徴		
		収する場合でアマチュ			区 分		収する場合	でアマチョ	
		ア野球に使用するとき					ア野球に使用するとき		
全灯使用の場合	[略]		円			[略]		Р	
			25, 830		全灯使用の場合			26, 57	
396灯使用の場合	[略]	19, 420			396灯使用の場合	[略]		19, 97	
288灯使用の場合	[略]	12, 910			288灯使用の場合			<u>13, 28</u>	
180灯使用の場合	[略]		7,770		180灯使用の場合		7,990		
その他の附属の設備	の利用料	金の上限額		2	その他の附属の設備の	の利用料	金の上限額		
		アマチュア	その他の催				アマチュア	その他の作	
区分		野球に使用	しに使用す		区 分		野球に使用	しに使用す	
		する場合	る場合				する場合	る場合	
放送設備	[略]	円	円		放送設備	[略]	円	Р	
		<u>1, 080</u>	<u>2, 140</u>				<u>1, 110</u>	2, 20	
スコアボード	[略]	<u>1, 680</u>	3, 340		スコアボード	[略]	<u>1,730</u>	3, 43	
バッティングケージ	[略]	<u>1, 780</u>	3, 560		バッティングケージ	[略]	<u>1,830</u>	3, 66	
審判用具1式	[略]	<u>280</u>	<u>560</u>		審判用具1式	[略]	<u>290</u>	<u>58</u>	
ピッチングマシン	[略]	<u>720</u>	<u>1, 420</u>		ピッチングマシン	[略]	740	1, 46	
[略]					[略]				

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

備考 改正部分は、下線の部分である。